

令和2年9月1日
午前8時30分解禁

報道関係者各位

令和2年8月31日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 市岡 保
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正します。

- 10月1日から時間額852円に -

- 1 岐阜労働局長(畑 俊一)は、本年10月1日から岐阜県最低賃金を、時間額851円から852円(引上げ額1円、引上げ率0.12%)に引き上げることとしました。
- 2 岐阜県内の全事業場(約6万8千)及びそこで働くすべての労働者(パート、アルバイトを含め約76万3千人)に適用されるもので、改定による影響率()は5.2%、1万6千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる見込みです。
- 3 岐阜労働局では、自治体広報紙等への掲載、ポスターの各所への掲示、リーフレットの配布などにより、助成金制度も含めて周知広報を行います。

()「影響率」とは、6月に実施した「最低賃金実態調査」(対象：製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場)における改定後の最低賃金額(852円)未満の労働者の割合(推計値)です。

添付資料 岐阜県最低賃金の推移